

## 南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク協議会 規約

（名称）

第1条 この協議会は、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク関係団体が連携し、その活動を広げ、地質遺産を保全し、教育・学習資源として活用するとともに、観光資源と連携したジオツーリズムを構築することにより、地域振興に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 協議会は、次に掲げる事業を推進する。

- （1）ジオパーク資源の保全に関する事業
- （2）ジオパーク資源を活用した教育啓発及び観光に関する事業
- （3）地域連携、情報発信等に関する事業
- （4）その他目的を達成するために必要な事業

（構成）

第4条 協議会は、目的に賛同する会員（団体）で構成する。

- 2 協議会に、顧問を置くことができる。
- 3 協議会に、オブザーバーを置くことができる。

（役員）

第5条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会長 1人
  - （2）副会長 3人以内
  - （3）監事 2人
- 2 役員は、総会において会員の互選によりこれを定める。
  - 3 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
  - 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
  - 6 監事は、協議会の会計を監査する。

（会議）

第6条 協議会に次の会議を置く。

- （1）総会
- （2）幹事会
- （3）部会

(総会)

第7条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は次に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
  - (2) 事業計画及び事業報告に関すること
  - (3) 予算及び決算に関すること
  - (4) その他重要な事項
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要に応じて関係者に総会への出席を求めることができる。
- 6 総会は、会長が認める場合、書面をもって開催したものとみなすことができる。

(幹事会)

第8条 協議会の事務を効率的に推進していくため幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次の各号に掲げる事項を協議する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) その他協議会の運営に必要な事項に関すること
- 3 幹事会は、会長が指定した会員団体の事務局をもって組織する。
- 4 幹事会に幹事長を置き、会長が指名した者をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を統括する。

(部会)

第9条 協議会の具体的な運営、事業を推進するため、部会を置く。

- 2 部会の構成及び所掌事項は、別表のとおりとする。
- 3 部会に、会の進行を行う座長を置く。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を処理するため、会長の属する団体に事務局に置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第11条 協議会の運営に必要な経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 負担金を徴する場合は、総会においてその金額を決定する。
- 3 協議会の予算は、会長が編成し、総会の議決を得なければならない。
- 4 協議会の決算は、会長が作成し、監事の監査に付し、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもつ

て終わる。

(会長の専決処分)

第13条 会長は、総会を招集する時間がないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、その承認を得なければならない。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年2月24日から施行する。

2 この規約の施行後に最初に選任される役員の任期は、第5条第3項の規定に係わらず、施行日から平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成25年4月24日)

この規約は、平成25年4月24日から施行する。

別表

部会名	構成	所掌事項
学術部会	学識者等	ジオパークのストーリー、分かりやすい解説、ガイド資料の作成等
教育部会	教育団体・教育委員会等	社会教育や学校教育において、ジオパークを活用するための提案、調整等
観光部会	観光団体・事業者・ガイド等	ジオツアー方法や情報発信方法、地域が得する仕組みの検討、提案等
地域部会	上記団体や地域関係者等	ジオパークを地域に普及させる検討、提案等